

神奈川県議会 令和6年第2回定例会 建設・企業常任委員会

令和6年7月4日

◆佐々木正行委員

本常任委員会に付託された諸議案について、公明党県議団として意見、要望を申し上げます。

初めに、空き家対策について申し上げます。

昨年12月に、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正が行われました。今般の改正では、特定空家に加えて、特定空家の状態まで悪化してしまう前の空き家を管理不全空家と新たに位置づけ、市町村が所有者に対して適切な管理を行うよう指導、勧告できるようになりました。しかし、制度運用に当たって、市町村からは、どのような状態の空き家を管理不全空家として扱えばよいか、判断が難しいとの声が寄せられていると承知しています。今後、県は、建物調査の専門家の協力なども得ながら、管理不全空家の判断基準を整理した判断マニュアルを令和6年度中に作成し、市町村に提供する予定と聞いております。そこで、県がその判断マニュアルを基に、特定の市町村と共にNPOや関連団体と連携して、空き家対策のモデルケースをつくっていただくことを要望いたします。

次に、県営住宅の修繕及び建て替えについてです。

県営並木団地で行った鉄部塗装の修繕については、建物によって塗装の範囲が異なることが居住者の訴えによって明らかとなり、並木団地以外でも合計26団地96棟、2,053世帯においても同様の事案があることが判明しました。その理由は、先日の当常任委員会の質問の中で、住宅営繕事務所から指定管理者への指示が、間違っていたことが明らかとなりました。今回の事案の再発防止の取組については、今年の4月、県の仕様書に、鉄部塗装の対象範囲を明確に追記し、これに基づく工事を行うよう指定管理者を指示していくこととなります。しかし、県民・住民・当事者目線に立つと、県が適切な指示を行わなかったことにより再工事が発生し、無駄な予算を組まなければならないことになります。また、このことにより、今後、鉄部塗装修繕を計画していた他の団地における工事も後退することになりました。今後、県は指定管理者に対して適切な指示を行い、着実に修繕を進めさせていただくことを要望します。

また、県営上溝団地については、健康団地推進計画の策定前から建て替えの予定があると認識していますが、その後、令和4年度から東側区域のPFI事業が進められ、一部の建設工事に着手したことは一定の評価をしているところですが、西側区域の建て替えについては、建て替えの予定や手法が明らかにされていないことから、東側区域の事業完成後、できるだけ早く着手するとともに、その間、現在の老朽化した団地に住む方々の雨漏りなどの訴えに関しても速やかに対応していただくよう要望します。

次に、企業庁における電力をためる取組の推進についてです。

城山発電所の再整備では最新式の水車を採用し、発電効率と発電量を向上させるとともに、最新の制御装置を更新し、この水車と制御装置を組み合わせることで、きめ細やかな発電量のコントロールが可能な、機動力のある高い発電

機に生まれ変わるとしています。この再整備により城山発電所の性能が向上し、幅広い発電需要などに応えることができるようになり、電力市場での価値が高まり、将来の売電契約においても、より一層有利な条件での契約につながるとのことです。企業庁における電力をためる取組の推進は、県が進める脱炭素社会の実現にも貢献する重要な取組であることから、事業実施に当たり、安全に整備を進めながら技術の継承にも活用し、本事業を着実に進めていただくことを要望します。

最後に、相模ダムリニューアル事業による治水への協力についてです。

相模ダムリニューアル事業の実施における放流施設の更新では、ダムの放流口を、高さ約2メートルをさらに切り下げ、放流する部分の面積を拡大することで、大雨のときに洪水を一時的にためる容量を増やすことにより、事前放流の強化を図ることができます。このように、企業庁が、県土整備局と連携をしながら相模川全体における治水機能の向上に協力していくことは、風水害が激甚化する中、流域の県民にとって安全・安心につながる非常に重要な取組であることから、国からの財政支援なども活用しつつ、これからも着実に事業を進めていただくことを要望します。

以上、当委員会に付託された諸議案に賛成し、意見、要望といたします。